

資料

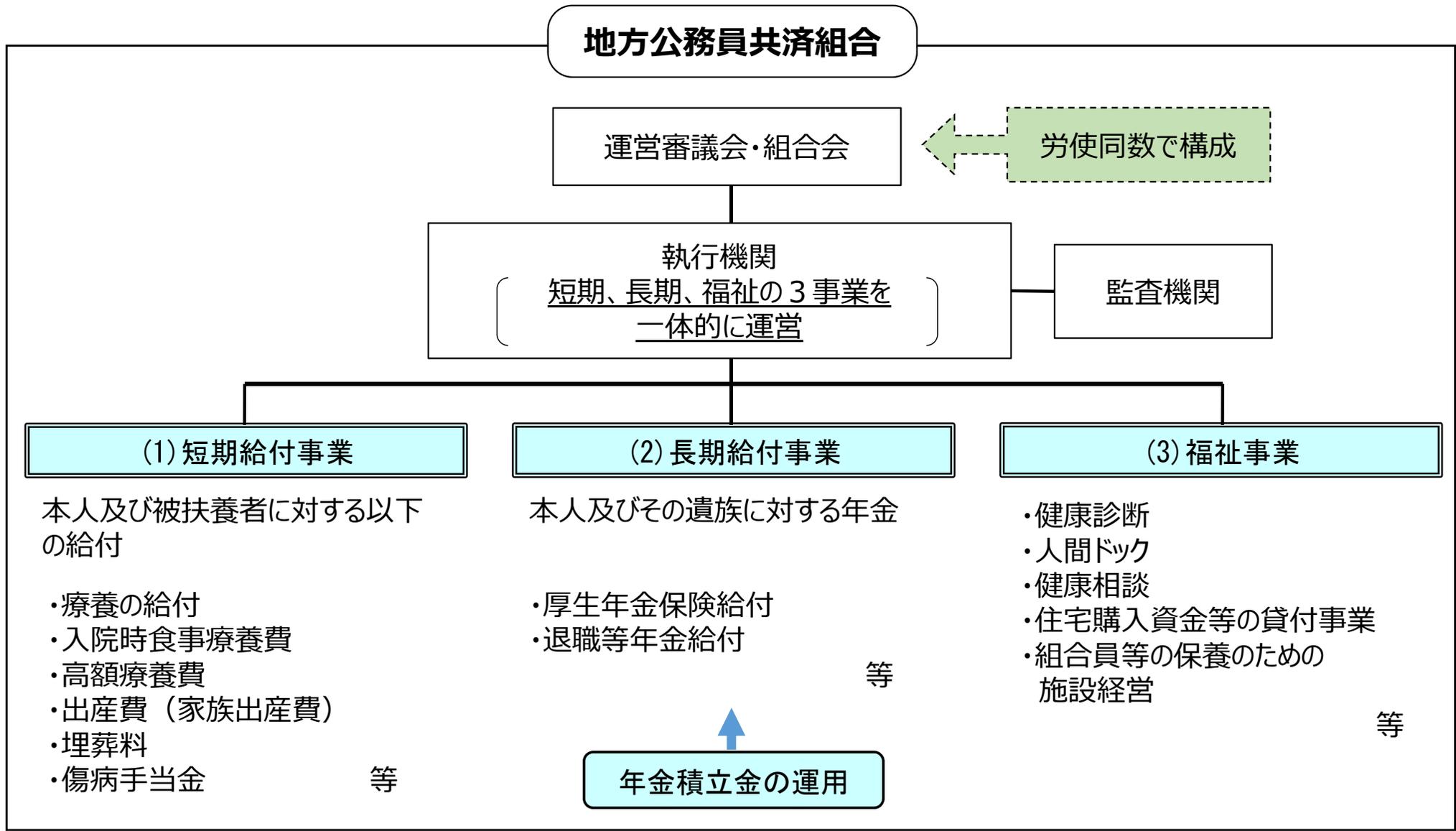
(地方公務員共済(地共済)の 積立金の管理運用に係る実態)

令和6年3月26日

総務省

地方公務員共済組合制度の概要

地方公務員共済組合は、地方公務員法に基づく公務員制度の一環として、地方公務員を対象として、短期給付事業（医療保険）、長期給付事業（年金保険）及び福祉事業を総合的に行うことにより、地方公務員の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的とする。



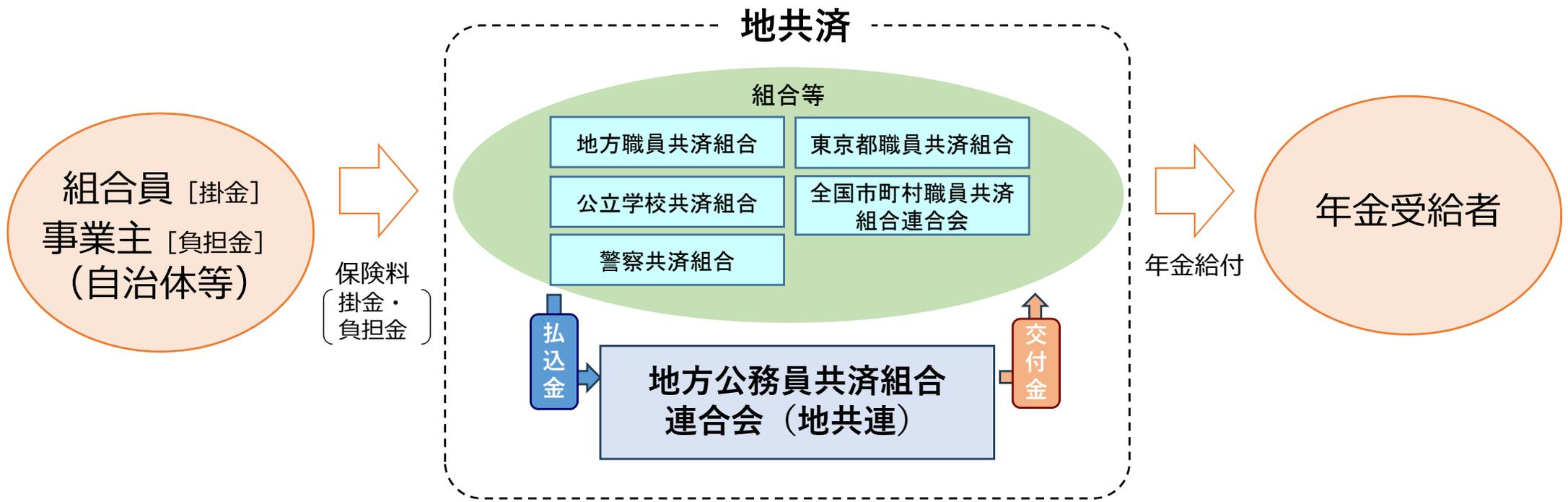
積立金運用の目的と地共済の役割

〔積立金運用の目的〕

- 積立金の運用は、積立金が厚生年金の被保険者（組合員）から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者（組合員）の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって、厚生年金保険事業の運営の安定に資することを目的として行う（厚生年金保険法第79条の2）。

〔地共済の役割〕

- 組合等は、年金事務の一環としての積立金の管理・運用のみならず、記録管理や保険料徴収、年金の裁定・給付などの一連の年金事務や、医療・福祉事業を一体的に実施する地方公務員の相互救済を目的とした組織。
- 地方公務員共済組合連合会（地共連）は、組合等の業務の適正かつ円滑な運営を図るため、すべての組合等をもって組織する連合体。積立金を運用し、年金給付等に充てる積立金が不足した共済組合等に対し、必要な資金を交付。



地共済の積立金の管理運用の方針

- 厚生年金保険法に基づき、GPIF、KKR、地共済及び私学事業団は、それぞれの管理する厚生年金保険給付積立金について、共通の枠組みのもと、運用を行っている。
- 管理運用主体は、主務大臣が定める「積立金基本指針」に適合するように、かつ、管理運用主体が共同で定める「モデルポートフォリオ」に即して、所管大臣の承認を得て、「基本ポートフォリオ」等を規定した「管理運用の方針」を定めている。
- 地共済においては、管理運用主体である地共連が、地共済の「管理運用の方針」を策定し、それに適合するように、地共連及び各組合等において、「基本方針」を策定。

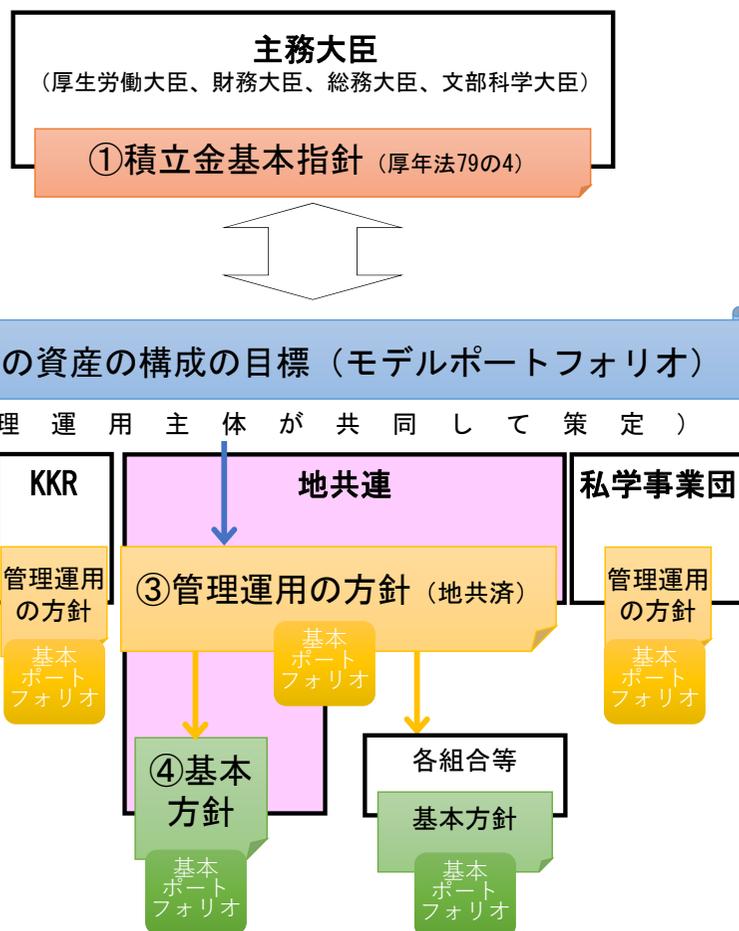
地共済の管理運用の方針

運用の基本的考え方

- 積立金の運用は、被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行う。
- 年金財政上必要となる実質的な運用利回りを最低限のリスクで確保。
- 基本ポートフォリオを策定し、積立金の管理及び運用を行う。
(地共済の基本ポートフォリオ：国内債券、国内株式、外国債券、外国株式25%ずつ)
- 分散投資を行うことをリスク管理の基本とし、積立金の管理・運用に伴う各種リスク管理を適切に行う。

運用戦略

- 基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、基本ポートフォリオに沿った資産構成となるよう適切に管理。
- 分散投資を進めるため、オルタナティブ投資等の運用の多様化。
- 被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点からの非財務的要素を考慮した投資（ESG投資）。



地共済（地共連）の管理運用体制

総務大臣

(監督・監査)

- ・ 理事長及び監事を任命
- ・ 管理運用の方針の承認
- ・ 管理及び運用の状況の評価 など

地共連の業務

資金運用業務

・ 積立金の管理・運用

○ 戦略・方針

- ・ 管理運用の方針、基本方針、資金計画、基本ポートフォリオの策定等
- ・ 運用の調査・分析

○ 運用

- ・ 地方債・機構債等の取得
- ・ 委託運用（伝統的資産、オルタナティブ資産）

○ リスク管理

- ・ 地共済の組合等に対する積立金の管理・運用に関する技術的及び専門的な知識、資料の提供

年金関係業務

- ・ 厚生年金拠出金の納付、厚生年金交付金の受入

- ・ 長期給付に係る業務に関する他の実施機関との情報交換及び連絡調整

- ・ 地共済の組合等の年金給付事務に係る標準的なシステム等の開発・提供 等

基本ポートフォリオ策定の報告

①運用体制

資金運用

理事長

理事

資産運用会議

※理事が議長となり、毎月開催

【審議事項】

- ・ 資金計画の策定
- ・ ポートフォリオの管理
- ・ 運用受託機関等の選定 等

企画立案・協議

総括投資専門員

- 運用機関で経験を積んだ高度な専門人材（国の特定任期付職員並び）を採用

運用リスク管理会議

※理事長直属の会議により運用部門を牽制。毎四半期開催

【審議事項】

- ・ 運用リスクの管理

運営審議会

- ・ 委員は組合員のうちから大臣任命
- ・ 予算・決算、定款に関する議決

②外部有識者の専門的知見の活用

資金運用委員会

- 経済、金融、資金運用等に学識経験又は実務経験を有する者で構成

- 基本ポートフォリオの変更等の重要な専門的事項について審議

【審議事項】

- ・ 運用の基本方針の策定
- ・ リスク管理の実施方針の策定
- ・ 基本ポートフォリオの検証
- ・ オルタナティブ投資等、新たな運用対象の運用方針の策定
- ・ 運用受託機関等の選定基準の策定 等

- 運用やリスク管理の状況の報告に対し助言

- 地共済は、積立金の管理運用にあたり、担当部門を設置し、専門人材の育成に努めている。
- 運用資産の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等の資産運用リスクを踏まえ、リスク管理のための体制を構築。

① 資産運用体制・人材育成

- 国の特定任期付職員制度に準じ、運用機関で経験を積んだ専門的な知識・経験を有する者を「総括投資専門員」として直接雇用(守秘義務や倫理規程を適用)。
- 総括投資専門員などの指導の下、多様な資産運用の実務経験を積む人事ローテーションを実施。
- 資産運用に関する資格取得(費用の一部助成)や外部セミナーなどへの参加を奨励。

② リスク管理体制

- 運用リスク管理会議などを設置し、運用部門を牽制。
- 積立金の運用に関するリスク管理の実施方針に沿って、基本ポートフォリオからの乖離の管理やベンチマークからの乖離の管理などの視点から、定期的なモニタリングを実施。モニタリング結果は、運用リスク管理会議及び資金運用委員会などへ報告。

- 地共済は、国内債券の一部については自家運用を行う一方、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式については運用受託機関に委託。
- なお、オルタナティブ資産についても、運用受託機関に委託。

① 運用受託機関の活用

- 運用受託機関の運用技術、情報、ノウハウといった高度な専門性を活用。
- 運用受託機関の選定にあたっては、マネジャー・エントリー制（投資対象となる分野ごとに一定の条件を満たす運用先候補を予め募集、登録を行い、委託先の追加や入れ替えを随時実施する仕組み）を導入。
- 運用受託機関の評価については、定性的評価及び定量的評価により行い、運用受託機関の見直しを随時検討。

② 運用受託機関の管理

- 運用受託機関に対し、運用スタイルの明確化、運用目標、運用対象資産の組入比率等、運用ガイドラインを提示。
- 定期的に運用状況やリスク管理指標について、モニタリングを実施。

- 日本版スチュワードシップ・コードの受入れを表明しているほか、令和6（2024）年度の早い時期にPRI署名を行う（予定）等、責任投資活動を実施。
- さらに、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点からのESG投資の推進に取り組んでいる。

地共済の責任投資に係る取り組み（事例）

① ESG要素の考慮

- 運用受託機関に対して、運用戦略に応じたESG要素の考慮状況を確認。
- エンゲージメントの取組状況やESGの考慮状況等について、運用受託機関の評価項目の一つとしている。

② ESG投資

- 国内株式及び外国株式において、ESGファンドを採用。
- 国内債券の自家運用においてESG要素を考慮した投資を実施。

③ ESG推進活動

- 気候関連情報の開示を促進すべく、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）への賛同を表明。
- コーポレートガバナンス原則を策定し、運用受託機関に当該原則を踏まえた取組を求めている。

④ エンゲージメント

- 運用受託機関のスチュワードシップ活動をモニタリングし、評価を実施。優良事例を公表。
- 運用受託機関を通じて、投資先企業の資本政策・気候変動への取組状況を確認。

- 地共連は、事業年度ごとに、地共済の管理運用の状況について法令で定める事項を記載した業務概況書を作成し公表することが義務づけられている（厚生年金保険法第79条の8）。
- 上記に加えて、地共連では、毎年度の地共済の運用受託機関別運用資産額、運用受託機関別収益率、保有銘柄の状況や四半期ごとの運用実績等を公表。

地共連ホームページにおいて開示している情報

- 基本ポートフォリオ等の情報
- 資金運用委員会の議事、議事要旨
- 業務概況書（毎年度の運用実績）

- (1) 積立金の資産の額*
- (2) 資産の構成割合*
- (3) 積立金の運用収入の額*
- (4) 共済独自資産による運用の状況*
- (5) 積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項*
- (6) 積立金の運用利回り*
- (7) 積立金の運用に関するリスク管理の状況*
- (8) 運用手法別の運用の状況*

- (9) 株式に係る議決権の行使に関する状況等*
- (10) 役員（監事を除く。）及び職員の職務の執行が法令等に適合するための体制その他の業務の適正を確保するための体制に関する事項*
- (11) その他管理積立金の管理及び運用に関する重要事項*
- (12) 委託手数料の状況
- (13) 運用受託機関別運用資産額
- (14) 運用受託機関別収益率
- (15) 保有銘柄の状況

* 印は法令で公表することが定められている事項

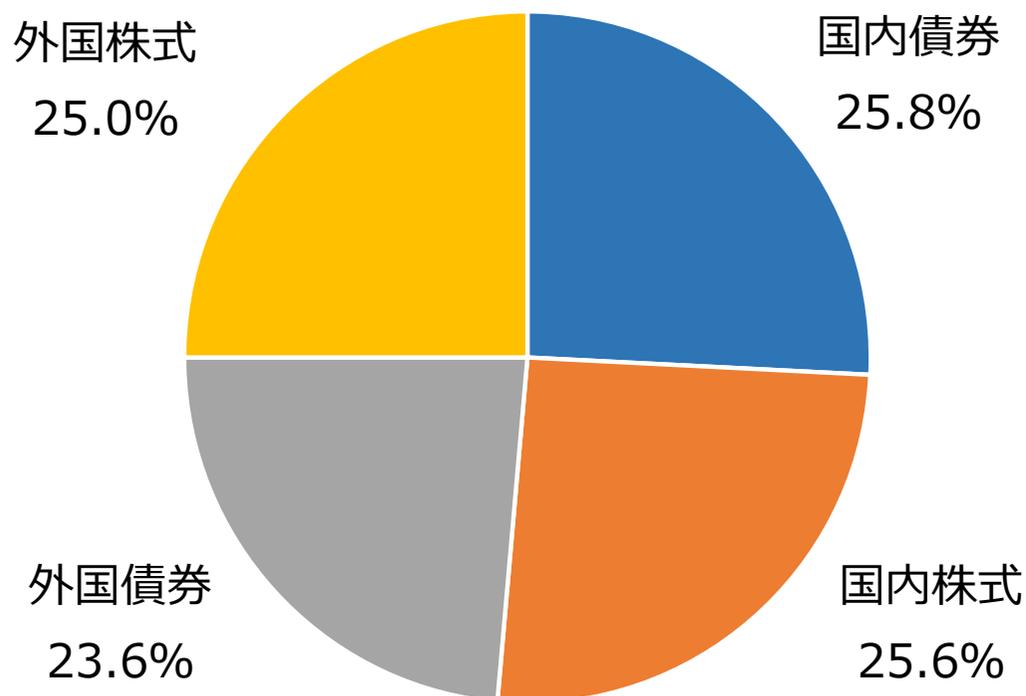
- 運用報告書（毎年度の運用実績）
- 四半期ごとの運用実績（積立金の資産の額、資産の構成割合、運用収入の額、運用利回り等）
- スチュワードシップ活動報告（毎年度）

※地共済の各組合等においても、法令で定める事項を記載した運用報告書を作成することが義務づけられ、ホームページで公表されている。

地共済の積立金の管理運用の状況

- 地共済の令和4年度の運用実績は、収益率1.46%（収益額3,639億円）であり、令和4年度末における資産額は、2兆4,953.2億円であった。
- 過去5年間（平成30年度～令和4年度）の収益率は4.96%であり、名目賃金上昇率は0.66%であることから、実質的な運用利回りは4.27%である。地共済の長期的な運用目標は1.7%であることから、地共済の過去5年間の運用実績は、長期的な運用目標を上回っており、年金財政上必要な運用利回りを確保している。
- また、令和4年度末の資産構成は、各資産とも基本ポートフォリオの乖離許容幅の範囲内となっている。

1. 令和4年度末における資産構成割合



2. 資産区分別の積立金額の推移

